

いずみ

登録電気工事業者
簡易内管施工登録店
指定給水装置工事業者
宅設備機器販売施工

アイホサービス
0120-57-3567
http://ih-s

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2021

冬

Winter

vol.121

特集

令和三年度 税制改正大綱

株式会社アイホサービス 吉岡 美佐子さん



詳しくは
こちらから

C O N T E N T S

- | | | | |
|-----------------|---|--------------------------|----|
| ■ 新年のあいさつ | 2 | ■ 税の漫画講座 | 10 |
| ■ 感謝状・表彰式 | 3 | ■ 部会・委員会活動報告、絵はがきコンクール表彰 | 12 |
| ■ 税制改正大綱 | 4 | ■ 新入会員紹介、故事名言 | 13 |
| ■ 都税事務所からのお知らせ | 6 | ■ 税理士会ニュース、東京商工会議所、表紙の人 | 14 |
| ■ 練馬西税務署からのお知らせ | 7 | ■ 税の作文コンクール、税の標語、編集後記 | 15 |
| ■ 社長さんこんにちは | 8 | ■ 税に関する絵はがきコンクール入選作品 | 16 |

謹んで新年のお慶びを申し上げます

会員の皆様にはご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます
 今年は「辛丑（かのとう）」年です
 前の年の「庚子」は繁殖力の強い「ネズミ」のごとく新型コロナウイルスが世界を席巻いたしました
 「辛」には思い悩みゆっくり衰退していくことや痛みを伴う幕引きを意味します
 「丑」には発芽直前の曲がった芽が種子の硬い殻を破ろうとしている状態を指します
 辛いことが多いだけに
 大きな希望が芽生える年になると言えます
 昨年練馬西法人会は創立三十周年でしたが式典など周年の行事は今年に先送りいたしました今年こそ「夢と希望」の持てる一年として新たな挑戦となる年にしたいと思えます
 「練馬西法人会」にとっても会員の皆様にとっても良い年となりますよう心からお祈り申し上げます



令和三年 元旦
 公益社団法人練馬西法人会
 会長 高橋 利充

新年明けましておめでとうございます
 年頭に当たり謹んで新春のお慶びを申し上げます
 本年が公益社団法人練馬西法人会と会員の皆様にとりまして良き年となりますよう心からお祈り申し上げます



令和三年 元旦
 練馬西税務署
 署長 大久保 貴之

謹賀新年

謹んで新春のお慶びを申し上げます
 新しい年が練馬西法人会の会員の皆様にとって佳き年でありますよう新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます



令和三年 元旦
 東京都練馬都税事務所
 所長 小原 静子

謹んで新年のお祝辞を申し上げます

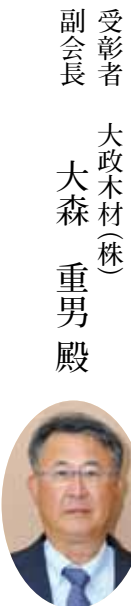
練馬西法人会の皆様方におかれましては良き新年をお迎えの事とお慶び申し上げます
 一日も早い新型コロナウイルスの感染収束を祈念すると共に練馬西法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝ご事業の繁栄をお祈り申し上げます



令和三年 元旦
 東京税理士会 練馬西支部
 支部長 西山 敦

国税局長表彰（税務功労）

挙行日 令和二年十一月二十七日（金）
 次の方が受彰されました。おめでとうございます。



受彰者 大政木材（株）
 副会長 大森 重男 殿

練馬区民表彰（商工業功労）

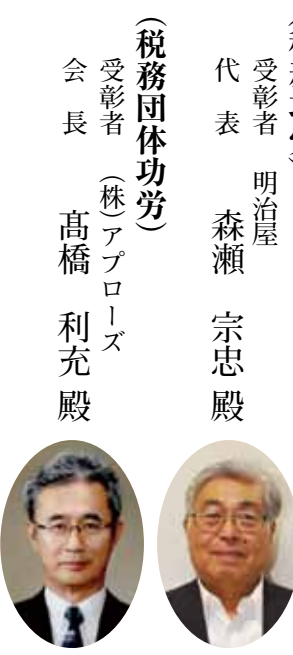
挙行日 令和二年十一月六日（金）
 次の方が受彰されました。おめでとうございます。



受彰者 大政木材（株）
 副会長 大森 重男 殿
 代表取締役 穂刈 重信 殿

練馬都税事務所長感謝状

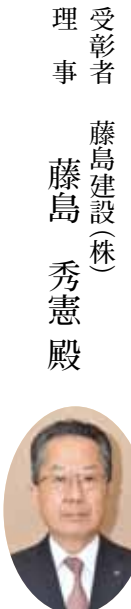
挙行日 令和二年十一月六日（金）
 次の方が受彰されました。おめでとうございます。



受彰者 明治屋
 代表 森瀬 宗忠 殿
 受彰者（株）アプローズ
 会長 高橋 利充 殿

練馬区納税功労者感謝状（税務功労）

挙行日 令和二年度一月二十二日（金）
 次の方が受彰されました。おめでとうございます。



受彰者 藤島建設（株）
 理事 藤島 秀憲 殿

令和二年度 納税表彰授与

挙行日 令和二年度十一月二十七日（金）
 次の方が受彰されました。おめでとうございます。



受彰者（株）若杉工務店
 常任理事 坂口 亀一郎 殿
 受彰者（株）宝建工務店
 常任理事 吉田 久美子 殿

◎練馬区納税功労者感謝状

受彰者 河北運輸（株）
 常任理事 岩淵 隆裕 殿

受彰者（有）サン・アーバン
 常任理事 本橋 世紀子 殿

受彰者（株）ワイプラス
 理事 矢花 伸之 殿



受賞者の皆さん



練馬西税務署長表彰受彰者



国税局長表彰受彰者

令和3年度税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、固定資産税は据え置きなど

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の

5%が上乗せされます。

所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化

法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることにします。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、

税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1000万円を超える年については、適用されません。

同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出を

省エネ・バリアフリー住宅消費税率10%	1,500 万円
省エネ・バリアフリー住宅消費税率8%以下	1,500 万円
上記以外の住宅消費税率10%	1,000 万円
上記以外の住宅消費税率8%以下	500 万円

相続税・贈与税

国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…
TSK税理士法人
税理士 飯田 聡 郎
TEL 03-5363-5958
FAX 03-5363-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会



【問合せ先】〒178-8624 練馬区東大泉7-31-35 TEL：03(3867)9711(代表)
※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

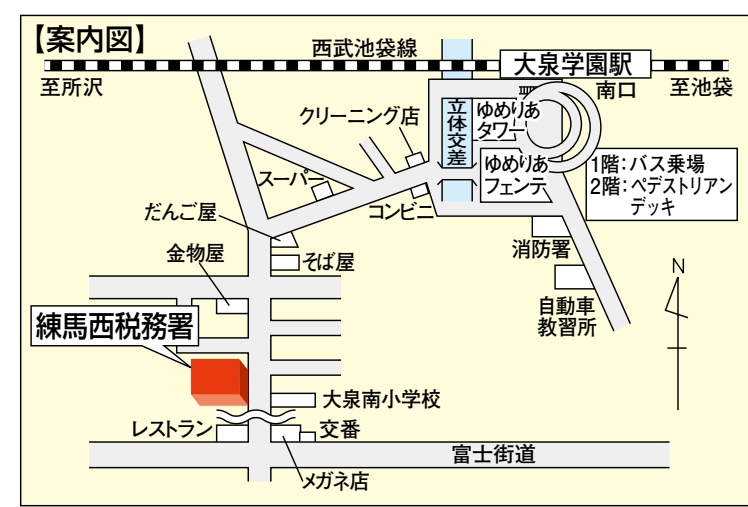
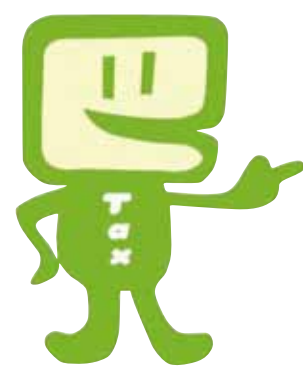
申告書作成会場の開設について

～混雑緩和のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(火) ～3月15日(月) ※土、日及び祝日を除きます。 (注)	練馬西税務署	練馬区 東大泉7-31-35	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑緩和のため、受付を早めに 締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は練馬東税務署(練馬区栄町23-7)において
相談・受付を行いますのでご注意ください。
大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。

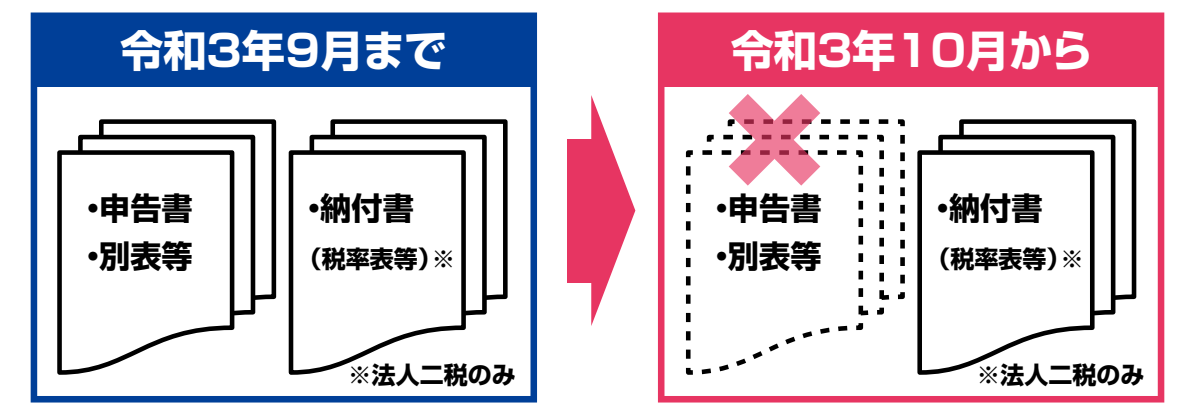
- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑緩和のため、「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 2月1日(月)～3月31日(水)は当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。



法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物(プレプリント申告書)から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。
なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

- 時期** 令和3年10月送付分から
- 対象者** 電子申告利用事業者
(東京都に eLTAX の利用届出を提出した事業者)
- 変更点** 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
(法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)
(事業所税について、前事業年度に減免許可を受けている方には引き続き申告書・別表等を事前送付します。)



- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ
(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>)からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



○法人二税(豊島区・板橋区・練馬区所管)
豊島都税事務所 03-3981-1211(代)
○事業所税(新宿区・目黒区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・板橋区・練馬区所管)
新宿都税事務所 03-3369-7151(代)

eL TAX 電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでの e L T A X 電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。詳細は e L T A X ホームページをご確認ください。

- <取扱税目> ○法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
○事業所税 ○個人住民税(特別徴収分、退職所得分)



●詳細はこちらから
eLTAX ホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



社長さん こんにちは

株式会社 ゆとりな



代表取締役
野崎 武

南大泉 1-13-15
電話 03-5935-6263

本気で地域のコミュニティを作ります！

創業は平成二十年南大泉六丁目で十名規模のデイサービスから事業を開始し、平成二十三年にケアマネジャーの部署を開設。平成二十五年に隣接してリハビリ型デイサービスを開設。その際に合同会社から株式会社に変更しました。平成二十八年にヘルパー事業所を開設。平成三十年、二つのデイサービスを統合する形で現在の南大泉一丁目に「ゆとり庵」という二十三名規模の通常のリハビリにも特化した旅館風デイサービスを開設致しました。令和二年本社事務所を同じく南大泉一丁目に設立、ヘルパー事



地域のコミュニティを目指して

第5支部

株式会社 ルフモ



代表取締役
大隅 智

大泉学園町 8-30-1
電話 03-3867-8370

法人成りして七年

今回二度目の寄稿となります。株式会社ルフモ 大隅と申します。前回は社名の由来を書かせて頂きました。社名の由来は、単純にドコモ DoCoMoを真似てルーフ roof to moを付けてroofmo、日本で三番目に有名



住まいを雨から守ります

第6支部
株式会社 Y・S コーポレーション
代表取締役
山崎 史郎

大泉学園町 5-30-18
電話 03-3923-0019

「社会生活変化の時」

当社、株式会社 Y・S コーポレーションは平成十一年に練馬区大泉学園町に法人として設立いたしました。

事業内容としては、一般建築塗装工事を主体とし、大手自動車メーカー事業所や国立病院機構、UR都市機構の施設及び関係建物、テナントや個人住宅、中規模マンションなどの塗装工事及び付随する改修工事全般を行っております。

法人となり二十二期目。個人事業期間の八年間を合わせると、早三十年目を向かえる事となりました。

事業開始当時は私もまだ二十歳代で、勢いだけで独立したのは良かったですが、仕事は順調に乗らず途方に暮れる日々も多々ありました。

そのような時期、地元の後輩方々からお声掛けいただき、地域の

お祭りのお手伝いや、他業種との交流会などへ積極的に参加をして行くようになりました。そこで出会った方々に色々なことを教わり勉強させていただき深く感謝しております。特に練馬西法人会へ



地域の繋がりに感謝

第6支部

株式会社 H・I CORPORATION



代表取締役
藤原 伸一郎

西大泉 6-12-3-203 号室
電話 03-6761-1801

本物のプロになりたい！

私が不動産業の仕事を開始したのは、二十五歳でした。

私は高校生だった時の友人に『ゴルフしてみないか』と誘われて十五歳でゴルフを始めました。

このゴルフとの出会いがその後、私の人生にとって代替えのないものになるとは当時は思いもしませんでした。

当時若かった私は日を増すごとに上達するゴルフに魅了され、『プロゴルファーになりたい』と大きな間違えを思いう様になり、高校を

なヨ○になってやる。みたいな事を恥ずかしながら語っています。あれから数年経ちましたので世間を騒がしているmoを調べてみました。宿敵ドコモ様の新サービス、アハモ。巷で大人気の育毛剤、ニユーモ等々。

完敗です。

悔しがっていても始まらないので、日本三大moの野望はスッパリと諦め、様々な業種のmo様に気持ちだけでも負けない様なサービス、価格を常に意識したいと思っています。二〇一九年には事務所兼営業所をバス通りに面した交差点の角に開店致しました。内外装には弊社の建築板金業を生かしたアイデアを出し合い、通常の工事ではやらないような実験的な物を自社工房で加工し、仕上げました。仕事の合間を縫っての作業でしたので中々完成までに時間が掛かり、未だ完成には至っておりませんが…。

二〇二〇年には新型コロナウイルスにより未だ収束する気配もなく、世界経済が大打撃を受けております。

創立十年後の会社生存率は五パーセント前後と言われています。

二〇二二年四月で設立七年を迎える弊社は、まだまだ三年もありません。統計やコロナに負けないよう、前回にも書かせて頂きましたが、『住まいを雨から守る』をモットーに、有能な職人を育て未来に向けて持続的に成長し続ける企業を目指していき

卒業し、実際にゴルフ練習場にプロ見習いとして就職する事になりました。しかし、プロゴルファーの道は想像を絶するものでした。



より良い不動産業のプロへ

大学に行ったつもりで四年間、ゴルフの世界に食らいついてはみましたが、毎日両手はマメだらけ、太ももがはって正座は出来ない、背中と肩が筋肉痛で夜眠れない、『私の周りにいるプロ連中は化け物か』と思う様になりました。

結局、二十二歳の時に挫折し、プロゴルファーの道は諦めました。このゴルフがその後の人生で人との出会いに大きな影響を与えてくれました。

三十七歳で会社を設立して十六年目になります。会社の船出には難儀しました。それを救ってくれたのが、この大泉地区のゴルフ仲間です。

不動産を探しているお客様やそのゴルフ仲間の友人やその社員さんまで、色々なお客様を紹介して頂いたお陰で私の今があります。

高校生だった私の我儘を聞いてくれた両親やこの大泉地区のゴルフ仲間、報いる為にも、今度こそ本物の不動産業のプロに成りたいと思っております。

不動産業は奥が深く上手く扱えばより良い財産を築く事も可能です。

私は『より良い不動産業とは？』をモットーに日々精進してまいります。皆様、宜しくお願い致します。

寄附金を支出したとき

寄附金控除の概要

個人が支出した寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした場合は、**確定申告**を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。**〈控除を受けるための手続〉**、**〈特定寄附金〉**の詳細については、国税庁 HP をご確認ください。

①寄附金控除（所得控除） 寄附金控除は次の算式で計算します。 注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

$$\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

②寄附金特別控除（税額控除）

（1） 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 30\% = \text{政党等寄附金特別控除額}$$

◎ 100 円未満の端数切捨て

（2） 認定 NPO 法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{認定 NPO 法人等寄附金特別控除額}$$

◎ 100 円未満の端数切捨て

（3） 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金（一定の要件を満たすもの）の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{公益社団法人等寄附金特別控除額}$$

◎ 100 円未満の端数切捨て

注1：（1）～（3）の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

注2：（1）の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。（2）及び（3）の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3：上記1及び2の算式中の2千円は、寄附金控除と寄附金特別控除（税額控除）とを合わせた金額です。

法人が支出した寄附金の算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。法人が支出した寄附金は、それぞれ以下のような取扱いになります。**〈損金算入するための手続〉**の詳細については、国税庁 HP をご確認ください。

①一般の寄附金の損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

②国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

③特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

（1）特定公益増進法人に対する寄附金の合計額／（2）特別損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

④特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされ、そのうち一定の要件を満たすもの（認定特定公益信託）は、⑤の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

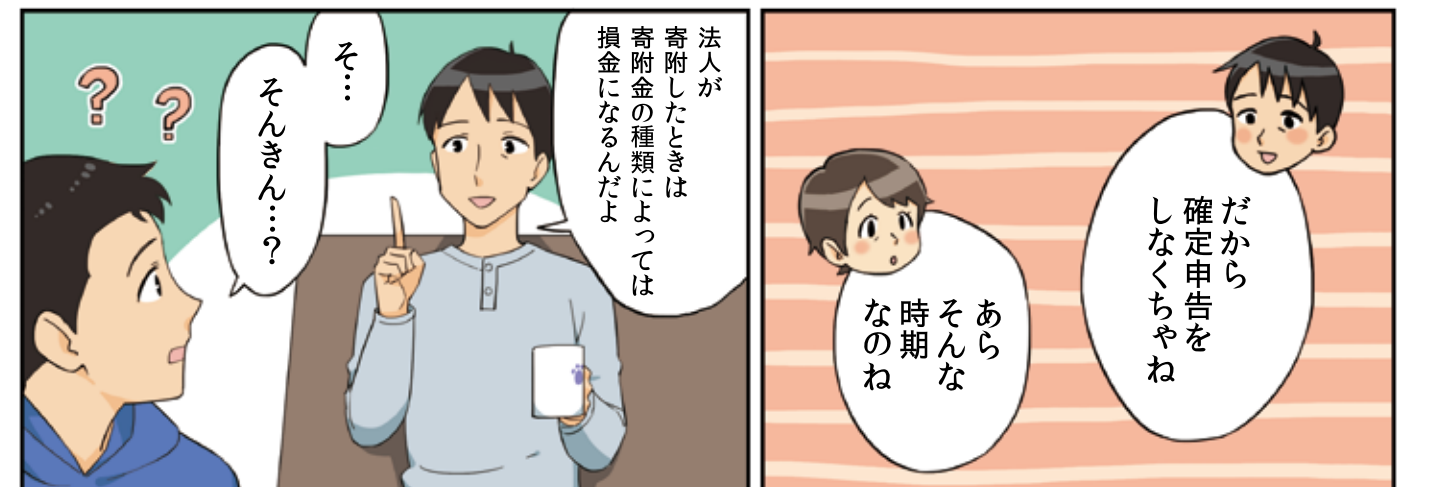
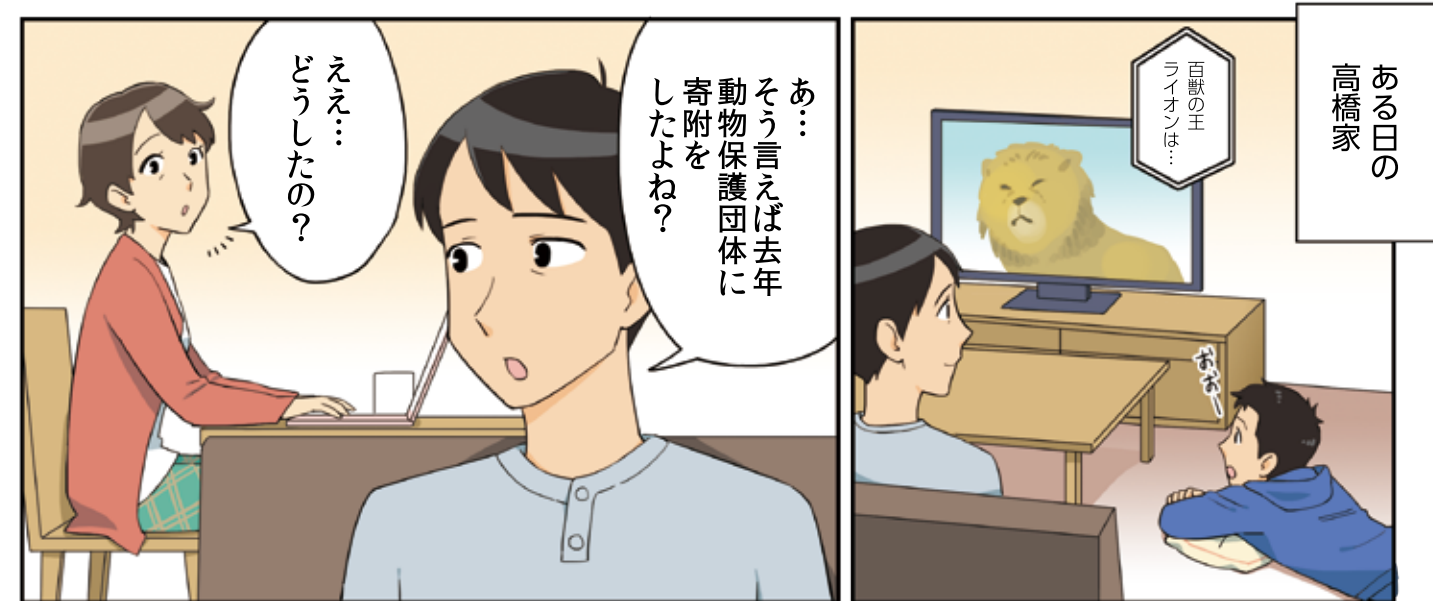
⑤認定 NPO 法人等に対する寄附金

認定 NPO 法人等に対する寄附金（指定寄附金に該当するものを除きます。）は、⑤の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

注：認定 NPO 法人等に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

高橋家の暮らしと税

その12 寄附金を支出したとき



国税庁ホームページ
「一定の寄附金を支払ったとき
（寄附金控除）」はこちら



国税庁ホームページ
「寄附金を支出したとき」はこちら



2020年 新入会員紹介

	法人名等	代表者名	所在地	業種
第一支部	ファイブ・アール・スリー(株)	鬼塚 正三	練馬区東大泉2-20-5-B1F	小売業
	株式会社 OP3	長野 隆	練馬区東大泉3-39-2	人材派遣・紹介
	京松電工(株)	松本 淳一	練馬区東大泉7-50-17	電気工事
	(有)グリーン大泉	加藤 トク	練馬区大泉町5-30-8	不動産管理
第二支部	(株)エルデザインアーキテクト	西川 淳	練馬区下石神井4-6-21	建築設計事務所
	賛	浅野 康人	練馬区下石神井5-13-6-703	囲碁教室運営
	(株)K Clean Up	小池 邦治	練馬区石神井町1-24-8	ハウスクリーニング
	賛	齋藤 英男	練馬区大泉学園町4-29-13	調剤薬局
第三支部	賛 有限会社 セラタック	内池 孝子	板橋区南町9-15 SLTビル1F	石・タイル工事業
	賛 おうちパン工房ひーPAN	比嘉 恭三	練馬区上石神井南町11-10	パン製造販売
第四支部	(株)社会システム開発研究所	中村 英夫	練馬区関町南4-21-1	各種ビジネス・コンサルティング
	(株)川嶋建築事務所	川嶋 博人	練馬区関町北1-26-6	不動産管理
	賛 (合) オプションボット	大川井 寧孝	練馬区関町北2-8-19-405	サービス業
	賛 (株)モリタ企画	森田 真理子	練馬区関町北4-6-4	不動産業
第五支部	賛 (株)大三商行 千葉支店	中嶋 英二	市原市八幡北町2-11-1	材木加工業
	(株)ペレニアル	高橋 信行	練馬区南大泉2-32-1	不動産管理
	(株)滝インテリア	瀧島 勝己	練馬区西大泉4-26-2	内装工事
	賛 有限会社 興政	長谷川 政行	練馬区西大泉5-4-18	建設業
第六支部	賛 市川工業	市川 陽太	練馬区大泉学園町7-16-10	仮設足場組立業
	賛 (株)仲田塗装	仲田 誠	西東京市北町2-9-7	塗装業
	(株)H・I・CORPORATION	藤原 伸一郎	練馬区西大泉6-12-3-203号室	不動産業
	賛 (有)工設エンジニアリング	佐藤 信市郎	練馬区大泉学園町7-13-5	給水排水設備
第七支部	賛 (株)徳永工業	徳永 雅史	新座市片山3-7-28	建設業
	賛 株式会社 誠興産	吉川 誠二郎	練馬区大泉町2-24-5	解体
	住宅設備	金子 和則	練馬区大泉町6-12-5-104	設備工事
	区域外	マイテック(株)	高橋 進	練馬区南大泉4-54-5
賛		岡部 達彦	練馬区氷川台4-57-13	
(株)ティーアンドアール・サポート		玉木 親之	練馬区石神井町2-13-13-5F	コンピュータ関連
賛		三瀬 晃	練馬区旭町1-42-5-606	コンピュータ関連

※賛は賛助会員です。

故事名言

【名正しからざれば則ち言順わず】

これは「論語」子路第十三に「名正しからざれば則ち言順わず、言順わず、言順わざれば即ち事成らず、事成らざれば即ち礼樂興らず、礼樂興らざれば即ち刑罰中らず、刑罰中ざれば即ち民手足を搔く所なし。故に君子はこれに名づくれば必ず言うべきなり、これを言えは必ず行すべきなり。君子、其の言に於いて、苟くもするところなきのみ」から引用されています。

名目が正しく立っていないと話の筋が通らないということ。

孔子は子路に「名正しから座れば則ち言順わず。話の筋が通らないと政治が成功しない。政治が成功しないと文化が興らない。文化が興らないと裁判が不公平になり、国民は不安で手足を伸ばして休むことができない。だから君子は名をつけるときには、言葉ではつきり分かるようにし、口から言ったことは必ず実行できるようにする。君子が発言するときには、軽はずみなことはしないものだ」と論じた。

コロナの影響で、菅総理が「緊急事態宣言」を発令した際に、記者から「現在のこの宣言を仮に延長する場合、今回と同様に一カ月程度の延長を想定しているのか」と問われた際に、菅総理は「仮定の質問には答えられない」と発言。

不誠実という反感と総理の考え方を充分に示せていないということもあるが、「それも在り得る」と答えた場合、混乱はさらに続くことも考えられる。

また数年前に「集団食中毒事件」で、対応に追われた元社長が「私は寝ていないんだ」と発言。被害者にあるいは国民に対して誠意と自ら律する態度がないと、人はついてこないあるいは信じては貰えないということかもしれません。 副会長 荒井秋海

部会・委員会活動報告

2020.11.11 ~ 2020.12.12

東法連 青連協第4ブロック ボウリング大会



日時 令和2年11月27日(金) ボウリング大会参加者の皆さん
場所 中野サンプラザボウル
人数 10名

青年部会 献血大会



日時 令和2年11月11日(水) ご協力頂いたみなさん
場所 練馬西税務署 駐車場
人数 136人受付・122人採血・8ドナー登録

租税教育活動



令和3年1月31日現在 租税教室の様子
場所 7校
人数 599名

公益事業委員会駅前清掃

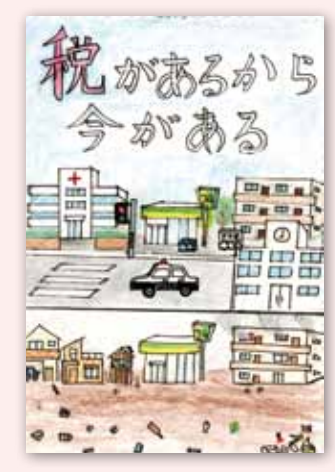


日時 令和2年12月12日(土)
場所 石神井公園・上石神井・大泉学園・武蔵関の4駅前
駅前清掃に参加した 94 名の皆さん

第9回「税に関する絵はがきコンクール」税務署長賞表彰状贈呈



令和2年12月9日(水) 練馬区立大泉南小学校にて



「税があるから今がある」
大泉南小学校6年生
住駒 春香さん

練馬区立大泉南小学校にて、第九回「税に関する絵はがきコンクール」の税務署長賞を受賞された住駒春香さんに、表彰状が贈呈されました。おめでとうございます。
今回の入選作品が本誌十六ページに掲載されていますので、是非ご覧ください。

●練馬西税務署 署長賞

●●● 税理士会ニュース ●●●

今回は、事業再構築補助金について説明したいと思います。

昨年十二月に創設された事業再構築補助金は業態・業種転換、事業再編などを通して事業規模の拡大を目指す中小企業を支援する補助金です。左記の要件をすべて満たす企業・団体等が対象となります。

①申請前の直近六カ月間のうち、売上高が低い三カ月の合計売上高が、コロナ以前の同三カ月の合計売上高と比較して十パーセント以上減少している中小企業等

②自社の強みや経営資源（ヒト／モノ等）を活かしつつ、経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等

補助額と補助率は事業規模などに応じて、中小企業（通常枠）、中小企業（卒業枠）、中堅企業（通常枠）、中堅企業（グローバルV字回復枠）と四つのパターンがありますが今回は多くの中小企業が該当すると思われる中小企業（通常枠）を紹介します。

中小企業（通常枠）
補助額 一〇〇万円～六、〇〇〇万円、補助率 三分の二となり、限定数はありません。
補助対象の経費としては、たとえば、左記のような項目が当てはまります。

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費、販売促進費など。ただし、補助対象となった企業の従業員の人件費や旅費は補助対象外となりますので、注意が必要です。

事業再構築補助金の具体例は経済産業省の事業再構築促進事業「随時更新・補助金」に掲載されています。
認定支援機関登録している税理士にご相談ください。



渡辺浩章 広報部長

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。（会員・非会員の方、問わず利用できます）

利率 **1.21%**

（2021年1月4日現在）

- ※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方：従業員 20 名以下（商業・サービス業 5 名以下）
- ※1 年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

窓口
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時（30分単位）

相談員：弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時（30分単位）

相談員：税理士

相談
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

税の作文コンクール

今回の税の作文コンクールには一、四六二名の中学生が参加し、四十四名が表彰されました。その中から練馬西法人会会長賞に、早稲田大学高等学院中等部第三学年 赤木 智也さんが選ばれました。おめでとうございます。これからも社会への関心を持ち続け、勉強に運動に頑張ってください。

☆公益社団法人練馬西法人会会長賞

『税が国に与える影響』

早稲田大学高等学院中等部第三学年 赤木 智也

私は税を納める事は国の発展につながると思う。最近消費税が引き上げられ話題となったが、私はこれに賛成する。

一つ目の理由として挙げられるのが、少子高齢化の深刻化だ。高齢者は国から年金をもらって生活している。そのお金はどこから来ているのかというと、労働者からだ。負担する側が減っていく、負担される側が増えていく現在の状況は極めて不安定だ。このままの状況が続くと国の経済力が落ち、労働者の生活も危なくなってしまう。経済というものは回復にたくさんの日を必要とするため、落ちぶれる前に解決をしなければならないのだ。

二つ目は、国の経済力が上がることは国民の生活水準を高めるといことになるから。例えば、現在工事が進められている「リニア中央新幹線」の建設は莫大な費用がかかる、しかしこれの開業は大きな意味を持ち、これまで以上に東京と名古屋、大阪の移動が簡単になる。そうすると様々な物の流通が活発になり、それに伴い経済も活発になる。このようにして結果的に国民の生活の向上につながる。この例のように新しい経済効果を生み出す

うと政策を打ち出しても実行に必要な費用は国民が税として払うこととなる。しかし、よく分らないものにお金を払うというのは良い気分にはならず、国が不祥事を起こしたり、政治が思うように進まない、と「自分達の金を返せ！」と怒りたくなるものだ。不祥事に関してはそう思うのは当たり前だが、政治は、日本を発展させ、時には日本を守り抜くために議論に議論を重ねている。その中で不満が生じるかもしれないが、無駄な議論もなく、議員の方々は我々国民のために働いてくれていることを思い出し、その不満は飲み込むべきだ。そしてその不満は選挙で吐き出し、国の政治を任せるにふさわしい人物に投票すれば良い。

こうして、日本をより良い国へと成長させ、永代に渡り、豊かで充実した生活が送れる社会を目指していかねばならない。この理想的な社会の大本は国の経済力であり、国民の税である。国民の義務である納税がどれほど国政に影響を与えているのかを再認識し、国民一人一人が日本人であるという自覚を持って生活しなければならぬ。しかしなにより、この恵まれた国「日本」の国民であることに誇りを持ち、充実した人生を歩むことができる環境に感謝して、みんなで日本を支える姿勢を忘れてはならない。

●表紙の人

株式会社アイホサービス 吉岡 美佐子さん
練馬区関町北二一二十六八工藤工務店ビル一階

Q 毎日お仕事をされている中での手応えや楽しさ、喜びを感じる瞬間について。

A 先ずは、法人設立ができたこと。最近では、専門用語や工具、また取り扱い製品・部品等、調べて自分で見つけられることに喜びと成長を感じています。

Q 今までのような気持ちを持って取り組まれてきたか。そしてこれからについて。

A 当初は、経理等の事務作業だけでしたが、今では職人さんと一緒に現場作業のお手伝いもこなし、机上だけではなく、実際の現場作業で得た知識をもとに、お客様のニーズにもっとお応えできるようになりたいと思います。

Q この職種ならではの醍醐味など、他の職種では体験できないような事について。

A 職人技は、一朝一夕で培えるものではありません。時に神業のような作業を見られることや、他社で断られた工事を当社で難なく施工できる技術力。また何より、施工後にお客様に喜んでいただけることです。

Q 仕事を離れたところでの趣味、息抜きなどについて。

A 美味しい食事とお酒を嗜むこと。それから銭湯と温泉でのんびりすることです。



税の標語コンクール

今回の税の標語コンクールには、一、六九一名の中学生が参加し、応募作品 三、三三四 作品の中から練馬西法人会会長賞に東京都立大泉高等学校附属中学校 第一学年 野呂駿斗さんが選ばれました。受賞した標語は

「納税は 経済回す 潤滑油」です。（事務局）
おめでとうございます。

編集後記

「丑年」である令和三年が始まりました。まだまだ猛威を振るっているコロナウィルス。どのようにしていくのか不安が絶えないと感じられます。

今年の干支「丑」は、古くから農作業や物を運ぶ労働力として、人間生活には欠かせない動物でした。勤勉によく働く姿が「誠実さ」を象徴し、身近にいる縁起の良い動物です。また、「元の意味は「からむ」であることから、人々との間を「結ぶ」存在という意味も込められ「神の使い」とも考えられています。しかし、コロナ禍である今、人々のコミュニケーションをとることが難しい事や、日々生活や商売が不安定な事があるのが現状です。ここで、マイナスの事はかり言っても先が始まりません。

過去の「丑年」を振り返ると、東京証券取引所開設、日本人初のノーベル賞受賞・世界初の量産型ハイブリット車の発売・裁判員制度の開始や政権交代など今までにない事が始まったことが多く年でもあるのです。縁起の良い「丑、神の使い」が我々経営者によきものを授けてくれること間違いありません。

広報委員

梶 博光

第 121 号

発行日
令和3年2月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール: oizumi-nishinerima@wing.ocn.ne.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

発行責任者 高橋 利充
編集責任者 丸山 晶子



本誌は、FSC認証用紙、環境に優れたインキを使用しています。

第9回 税に関する絵はがきコンクール 入選作品

【主催：公益社団法人 練馬西法人会 女性部会】



●練馬西税務署 署長賞

「税があるから今がある」
大泉南小学校 6年生
住駒 春香さん



●東京都練馬都税事務所 所長賞

「税金が世界を変える」
大泉東小学校 6年生
竹本 莉里花さん

●練馬区 区長賞



「暮らしを支える税金」
光和小学校 6年生
野村 茶帆さん



●練馬区議会 議長賞

「税金が未来をつくる」
大泉東小学校 6年生
江津 紗希子さん

●練馬区教育委員会 教育長賞



「私たちの大切な税金大事に使おう」
大泉東小学校 6年生
越沼 桃子さん



●練馬西法人会 会長賞

「もしも税金がなかったら...」
光和小学校 6年生
吉田 しえなさん

●練馬西法人会 女性部会長賞



「税でつながるみんなの暮らし」
光和小学校 6年生
小山 知紗さん



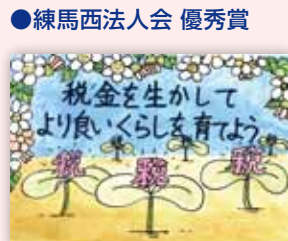
●練馬西法人会 優秀賞

「税でよりよくしよう 私たちの世界」
大泉第一小学校 6年生
坂本 彩音さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税金がなくなると国が破滅してしまいそう」
上石神井北小学校 6年生
高田 彩心さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税金を生かしてより良い暮らしを育てよう」
大泉第一小学校 6年生
佐藤 美春さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税は大切」
石神井台小学校 6年生
内山 由衣さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税から生まれる知識の泉」
大泉東小学校 6年生
楠田 美空さん



●練馬西法人会 優秀賞

「だれかの税が生きている」
大泉第一小学校 6年生
高畑 璃乙羽さん



●練馬西法人会 優秀賞

「しっかり払って大事に使う」
大泉東小学校 6年生
岡本 由衣さん



●練馬西法人会 優秀賞

「暮らしを支える税金」
関町北小学校 6年生
荒川 聡さん



●練馬西法人会 優秀賞

「暮らしを支える税金」
下石神井小学校 6年生
横川 華穂さん



●練馬西法人会 優秀賞

「税から始まる感謝の輪」
関町北小学校 6年生
小池 潮さん

～ 参加校 10 校 合計 552 枚から選ばれました ～

(石神井台小学校・上石神井北小学校・下石神井小学校・光和小学校・関町小学校・関町北小学校・大泉第一小学校・大泉第三小学校・大泉東小学校・大泉南小学校)